

平成26事務年度における所得税及び消費税調査等の状況について

所得税及び個人事業者の消費税について、平成26事務年度（平成26年7月から平成27年6月までの間）に実施した調査等の状況をまとめましたのでお知らせします。

1 所得税

(1) 調査等件数及び申告漏れ等の非違があった件数の状況

所得税及び復興特別所得税（以下「所得税等」といいます。）の調査については、実地により高額・悪質な不正計算が見込まれるものを対象に深度ある調査（特別調査・一般調査）を優先して実施する一方、申告漏れ所得等の把握を実地により短期間で行う着眼調査を実施しています（以下、実地により行う調査を総称して「実地調査」といいます。）。

このほか、文書、電話による連絡又は来署依頼による面接により、計算誤りや所得（税額）控除の適用誤りがあるものを是正するなどの接触（以下「簡易な接触」といいます。）を実施しています。

このように、事案に応じた的確な調査等（「実地調査」及び「簡易な接触」をいいます。以下同じです。）を実施し、適正・公平な課税に努めています。

実地調査の件数は、特別調査・一般調査が1万3千件（前事務年度1万2千件）、着眼調査が6千件（前事務年度4千件）であり、簡易な接触の件数は19万7千件（前事務年度25万件）となっています。

これらの調査等の合計件数は21万6千（前事務年度26万6千件）であり、そのうち申告漏れ等の非違があった件数は12万8千件（前事務年度15万8千件）となっています。

(2) 申告漏れ所得金額の状況

実地調査により把握された申告漏れ所得金額（実地調査の対象となった全ての年分の合計）は、全体で1,821億円（前事務年度1,371億円）であり、うち特別調査・一般調査によるものは1,466億円（前事務年度1,235

億円)、着眼調査によるものは355億円(前事務年度136億円)となっています。

また、簡易な接触によるものは726億円(前事務年度802億円)となっており、調査等合計では2,548億円(前事務年度2,174億円)となっています。

(3) 追徴税額の状況

実地調査による追徴税額(実地調査の対象となった全ての年分の合計で加算税を含みます。)は、全体で245億円(前事務年度233億円)であり、このうち特別調査・一般調査によるものは220億円(前事務年度220億円)、着眼調査によるものは24億円(前事務年度12億円)となっています。

また、簡易な接触による追徴税額は78億円(前事務年度110億円)となっており、調査等合計では323億円(前事務年度342億円)となっています。

(4) 譲渡所得

所得税等の調査等のうち譲渡所得に係る件数は、1万2千件(前事務年度1万2千件)であり、そのうち申告漏れ等の非違があった件数は、8千件(前事務年度9千件)となっています。申告漏れ所得金額(調査等の対象となった全ての年分の合計)は、659億円(前事務年度681億円)となっています。

2 消費税(個人事業者)

(1) 調査等件数及び申告漏れ等の非違があった件数の状況

個人事業者に対する消費税及び地方消費税(以下「消費税等」といいます。)の調査等については、課税事業者又は課税事業者と認められる者を対象に、原則として所得税等の調査等と同時に実施することとしておりますが、消費税等のみが無申告である納税者に対しても調査等を実施し、適正・公平な課税に努めています。

実地調査の件数は、特別調査・一般調査が6千件(前事務年度5千件)、着眼調査が2千件(前事務年度1千件)であり、簡易な接触の件数は1万2千件(前事務年度9千件)となっています。

これらの調査等の合計件数は2万件（前事務年度1万5千件）であり、そのうち申告漏れ等の非違があった件数は1万3千件（前事務年度1万件）となっています。

(2) 追徴税額の状況

実地調査による追徴税額（実地調査の対象となった全ての年分の合計で加算税を含みます。）は、全体で40億円（前事務年度35億円）であり、このうち特別調査・一般調査によるものは33億円（前事務年度31億円）、着眼調査によるものは6億円（前事務年度3億円）となっています。

また、簡易な接触によるものは8億円（前事務年度4億円）となっており、調査等合計では、48億円（前事務年度39億円）となっています。

平成26事務年度 所得税及び消費税調査等の状況

1 所得税

区 分 項 目			実地調査			簡易な接触	調査等合計
			特別・一般	着眼	計		
1	調 査 等 件 数 件		11,844 12,942	4,057 5,748	15,901 18,690	250,444 197,308	266,345 215,998
2	申告漏れ等の 非 違 件 数 件		10,248 11,168	2,955 4,456	13,203 15,624	145,073 112,813	158,276 128,437
3	申告漏れ 所得 金額 億円		1,235 1,466	136 355	1,371 1,821	802 726	2,174 2,548
4	追徴 税額	本 税 億円	190 190	11 22	201 211	109 77	310 288
5		加 算 税 億円	31 30	1 3	32 33	0.5 1	32 34
6		計 億円	220 220	12 24	233 245	110 78	342 323
7	一件 当たり	申告漏れ 所得 金額 万円	1,043 1,133	336 618	862 974	32 37	82 118
8		本 税 万円	160 147	27 38	126 113	4 4	12 13
9		加 算 税 万円	26 24	3 5	20 18	0.2 0	1 2
10		計 万円	186 170	30 43	146 131	4 4	13 15

- (注) 1 平成26年7月から平成27年6月までの間の実績で、いずれも調査等の対象となった全ての年分の合計の計数である。
2 上段は、前事務年度の計数である(上段・下段どちらも、資産課税部門職員の行った調査等の計数を含む。)
3 簡易な接触の計数には、添付書類の未提出に対する提出依頼を行った件数等を含む。
4 追徴税額(本税)には、復興特別所得税額を含む。

2 消費税(個人事業者)

区 分 項 目				実地調査			簡易な接触	調査等合計
				特別・一般	着眼	計		
1	調 査 等 件 数 件			4,780 6,325	1,384 2,020	6,164 8,345	8,859 11,557	15,023 19,902
2	申告漏れ等の 非 違 件 数 件			3,492 4,713	1,159 1,705	4,651 6,418	4,898 6,669	9,549 13,087
3	追徴 税額	本 税 億円		26 28	3 6	29 34	4 8	33 42
4		加 算 税 億円		5 5	0.4 0.8	6 6	0.1 0.4	6 6
5		計 億円		31 33	3 6	35 40	4 8	39 48
6	一件 当 た り	追徴 税額	本 税 万円	55 44	21 28	47 40	5 7	22 21
7			加 算 税 万円	11 8	3 4	9 7	0.1 0.3	4 3
8			計 万円	66 53	24 32	56 48	5 7	26 24

- (注) 1 平成26年7月から平成27年6月までの間の実績で、いずれも調査等の対象となった全ての年分の合計の計数である。
2 消費税の追徴税額には、地方消費税(譲渡割額)を含む。
3 上段は、前事務年度の計数である。

【参考1】特別調査・一般調査とは、高額・悪質な不正計算が見込まれるものを対象に深度ある調査を行うものであり、特に、特別調査は、多額な脱漏が見込まれる者等を対象に、相当の日数(1件当たり10日以上を目安)を確保して実施しているものである。
【参考2】着眼調査とは、資料情報や申告内容の分析の結果、申告漏れ等が見込まれる者を対象に実地に臨場して短期間で行う調査である。
【参考3】簡易な接触とは、原則、納税者宅等に臨場することなく、文書、電話による連絡又は来署依頼による面接を行い、申告内容を是正するものである。

(参考2)

事業所得を有する者の1件当たりの申告漏れ所得金額が高額な上位10業種

順位	業 種 目	1件当たりの 申告漏れ 所得金額	1件当たりの 追徴税額 (含加算税)	直近の年分 に係る申告 漏れ割合	前年の 順位
位		万円	万円	%	位
1	風 俗 業	3,135	992	84.6	1
2	型 枠 工 事	1,043	131	62.9	—
3	情 報 サ ー ビ ス	983	129	73.2	2
4	土 木 工 事	982	178	64.5	—
5	写 真 家	958	125	66.6	—
6	商 品 販 売 外 交 員	957	127	59.3	—
7	あんま、マッサージ、指圧	902	181	67.1	—
8	鉄 骨 ・ 鉄 筋 工 事	859	87	64.6	12
9	バ	855	120	68.8	3
10	冷 暖 房 設 備 工 事	826	109	67.5	9

(注) 1 上記の調査実績は、特別調査及び一般調査に基づくものである。

2 「直近の年分に係る申告漏れ割合」は、

$$\frac{\text{(申告漏れ所得)}}{\text{(調査前所得)} + \text{(申告漏れ所得)}}$$
で算出している。

3 「前年の順位」は、事業所得を有する者の前年の1件当たりの申告漏れ所得金額が高額な上位20位に該当するものについて、その順位を記載している。

事業所得を有する者の１件当たりの申告漏れ所得が高額な上位５業種の推移

	平成 17 事務年度		平成 18 事務年度		平成 19 事務年度		平成 20 事務年度		平成 21 事務年度	
	業 種 目	1 件 当 たり 申 告 漏 れ 所 得	業 種 目	1 件 当 たり 申 告 漏 れ 所 得	業 種 目	1 件 当 たり 申 告 漏 れ 所 得	業 種 目	1 件 当 たり 申 告 漏 れ 所 得	業 種 目	1 件 当 たり 申 告 漏 れ 所 得
		万円		万円		万円		万円		万円
1	風 俗 業	4,109	風 俗 業	2,292	風 俗 業	2,266	情 報 サ ー ビ ス	2,713	風 俗 業	2,184
2	バ	1,663	不動産代理仲介	1,502	情 報 サ ー ビ ス	2,075	風 俗 業	2,387	情 報 サ ー ビ ス	1,549
3	弁 護 士	1,445	ス タ ン ド バ ー	1,203	バ	1,648	司法書士、行政書士	1,781	バ	1,457
4	不動産代理仲介	1,188	商 品 販 売 外 交	1,199	個 人 タ ク シ ー	1,350	バ	1,456	弁 護 士	1,434
5	生命保険外交員	1,183	スタンド軽飲食	1,142	く ず 金 卸 売 業	1,277	不動産代理仲介	1,422	弁 理 士	1,227

9

	平成 22 事務年度		平成 23 事務年度		平成 24 事務年度		平成 25 事務年度		平成 26 事務年度	
	業 種 目	1 件 当 たり 申 告 漏 れ 所 得	業 種 目	1 件 当 たり 申 告 漏 れ 所 得	業 種 目	1 件 当 たり 申 告 漏 れ 所 得	業 種 目	1 件 当 たり 申 告 漏 れ 所 得	業 種 目	1 件 当 たり 申 告 漏 れ 所 得
		万円		万円		万円		万円		万円
1	風 俗 業	1,919	風 俗 業	3,096	風 俗 業	1,850	風 俗 業	4,351	風 俗 業	3,135
2	プ ロ グ ラ マ ー	1,696	バ	1,386	と び 工 事	1,298	情 報 サ ー ビ ス	2,407	型 枠 工 事	1,043
3	バ	1,228	プ ロ グ ラ マ ー	1,181	バ	1,252	バ	1,254	情 報 サ ー ビ ス	983
4	商工業デザイナー	1,097	整 形 外 科 医	1,101	商工業デザイナー	1,182	美 容	932	土 木 工 事	982
5	土 木 工 事	1,019	特定貨物自動車運送	1,086	プ ロ グ ラ マ ー	1,064	プ ロ グ ラ マ ー	855	写 真 家	958

(注) 1件当たりの申告漏れ所得は、調査全年分に係るものである。

(付表)

(参考 3)

平成26事務年度 譲渡所得の調査等の状況

事務年度 項 目	平成25事務年度	平成26事務年度	対前事務年度
① 調 査 等 件 数	件	件	%
	11,678	11,506	98.5
土地建物等	8,911	7,790	87.4
株式等	2,767	3,716	134.3
② 申 告 漏 れ 等 の 非 違 件 数	件	件	%
	8,751	8,016	91.6
土地建物等	6,592	5,120	77.7
株式等	2,159	2,896	134.1
③ 申 告 漏 れ 割 合 (② / ①)	%	%	ポイント
	74.9	69.7	△ 5.3
土地建物等	74.0	65.7	△ 8.3
株式等	78.0	77.9	△ 0.1
④ 申 告 漏 れ 所 得 金 額	億円	億円	%
	681	659	96.7
土地建物等	562	499	88.9
株式等	119	159	133.8
⑤ 1 件 当 たり 申 告 漏 れ 所 得 金 額 (④ / ①)	万円	万円	%
	583	573	98.2
土地建物等	631	641	101.7
株式等	431	429	99.6

(注) 1 土地建物等は、土地建物（分離課税所得）及び金地金・ゴルフ会員権等（総合譲渡所得）である。

2 土地建物等は、課税年分ごとに1件としている。

(参考4)

トピックス

いわゆる「富裕層」への対応

- 国税庁では、有価証券・不動産等の大口所有者、経常的な所得が特に高額な者などの、いわゆる「富裕層」に対して、資産運用の多様化・国際化が進んでいることを念頭に実地調査を実施しており、平成27事務年度においても積極的に取り組んでいきます。
- 平成26事務年度においては、1,515件（前年比105.3%）の実地調査を実施し、追徴税額は総額で41億円となっています。
- また、1件当たりの追徴税額は272万円で、実地調査（特別・一般）全体の1件当たりの追徴税額170万円の約1.6倍となっています。

○ 富裕層に対する調査状況

項目		事務年度等			対前年比	(参考) 26事務年度 実地調査 (特別・一般)全体
		25事務年度	26事務年度			
調 査 件 数	件	1,439	1,515	105.3		12,942
申告漏れ等の非違件数	件	1,120	1,202	107.3		11,168
申 告 漏 れ 所 得 金 額	億円	154	170	110.4		1,466
追 徴 税 額	億円	50	41	82.0		220
一件当たり	申告漏れ金額	万円	1,074	1,121	104.4	1,133
	追徴税額	万円	345	272	70.4	170

無申告者に対する調査状況

○ 無申告は、申告納税制度の下で自発的に適正な納税をしている納税者に強い不公平感をもたらすこととなるため、的確に対応していく必要があります。こうした無申告者に対しては、有効な資料情報の収集及び収集した資料情報の更なる活用を図るなどして的確な課税処理に努めており、平成27事務年度においても積極的に調査等を実施します。

＜所得税無申告者に対する実地調査の状況＞

- 平成26事務年度における所得税無申告者に対する実地調査（特別・一般）の件数は、2,238件となっています。
- 1件当たりの申告漏れ所得金額は、2,587万円となっており、実地調査（特別・一般）全体の申告漏れ所得金額1,133万円の約2.3倍となっています。また、申告漏れ所得金額は総額で579億円に上ります。
- 1件当たりの追徴税額は223万円で、その総額は50億円に上ります。

＜消費税無申告者に対する実地調査の状況＞

- 平成26事務年度における消費税無申告者に対する実地調査（特別・一般）の件数は、1,766件となっています。
- 1件当たりの追徴税額は119万円で、実地調査（特別・一般）全体の1件当たりの追徴税額53万円の約2.2倍となっており、その総額は21億円に上ります。

1 所得税無申告者に対する調査状況

項目		事務年度等		25事務年度	26事務年度	対前年比
調	査	件	数	2,045	2,238	109.4
申	告	漏	れ	467	579	124.0
追	徴	税	額	54	50	92.6
一 件 当 た り	申	告	漏	2,285	2,587	113.2
	追	徴	税	263	223	84.8

(参考)

26事務年度 実地調査 (特別・一般)全体
12,942
1,466
220
1,133
170

2 消費税無申告者に対する調査状況

項目		事務年度等		25事務年度	26事務年度	対前年比
調	査	件	数	1,298	1,766	136.1
追	徴	税	額	21	21	100.0
1件当たり追徴税額		万円		166	119	71.7

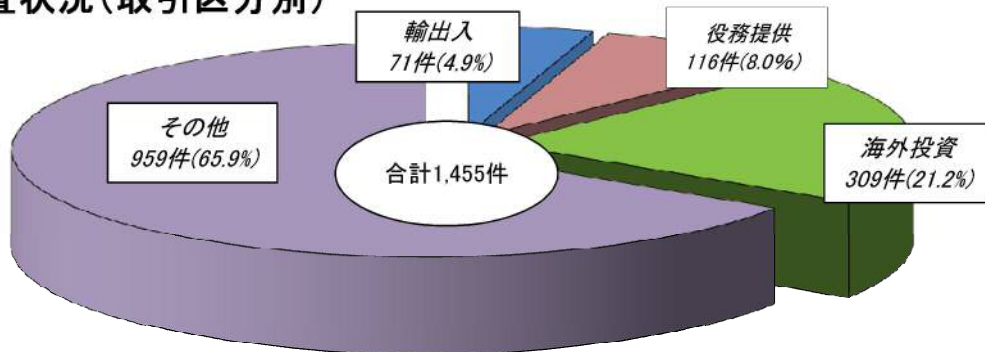
(参考)

26事務年度 実地調査 (特別・一般)全体
6,325
33
53

海外取引を行っている者の調査状況

- 経済社会の国際化に適切に対応していくため、有効な資料情報の収集に努めるとともに、海外取引を行っている者や海外資産を保有している者などに対して、国外送金等調書、国外財産調書、租税条約等に基づく情報交換制度などを効果的に活用し、平成27事務年度においても積極的に調査等を実施します。
- 平成26事務年度における海外取引を行っている者に対する実地調査(特別・一般)の件数は、1,455件(平成25事務年度1,289件)となっています。
- 1件当たりの申告漏れ所得金額は、2,592万円(平成25事務年度2,152万円)で、実地調査(特別・一般)全体の1件当たりの申告漏れ所得金額1,133万円(平成25事務年度1,043万円)の約2.3倍となっています。また、申告漏れ所得金額の総額は377億円(平成25事務年度277億円)に上ります。

1 調査状況(取引区分別)

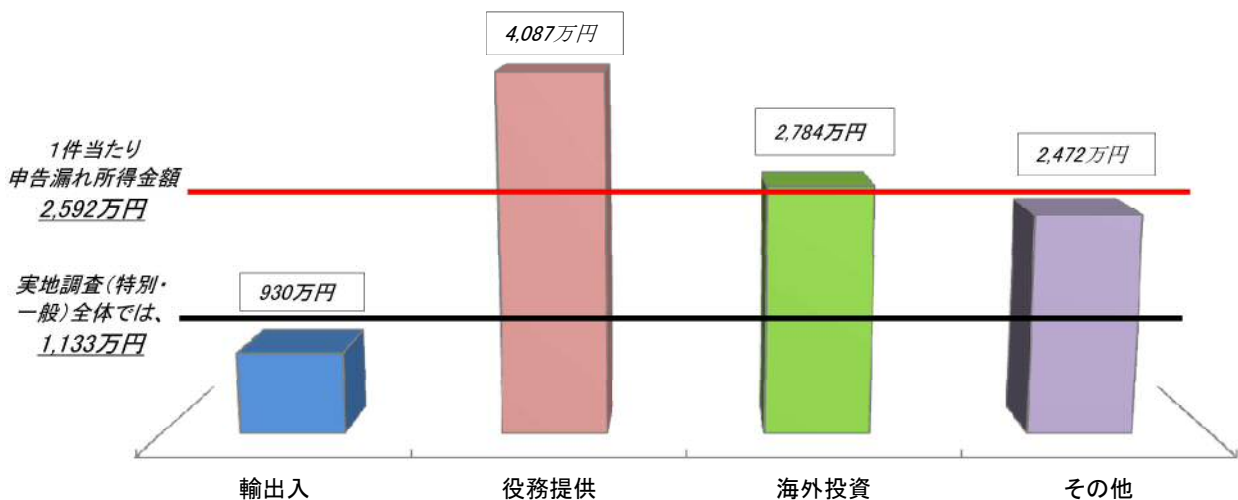


(注) ()内の数値は構成比

(参考)

- 1 輸出入…事業に係る売上及び原価に係る取引で、海外の輸出(入)業者との契約による取引をいう。
- 2 役務提供…海外において行う工事請負、プログラム設計など、第三者に対する労力、技術等のサービスの提供をいう。
- 3 海外投資…海外の不動産、有価証券などに対する投資(預貯金等の海外での蓄財を含む。)をいう。
- 4 その他…上記以外の海外取引に係るもの(例えば、特許権使用料、金銭貸借等)をいう。

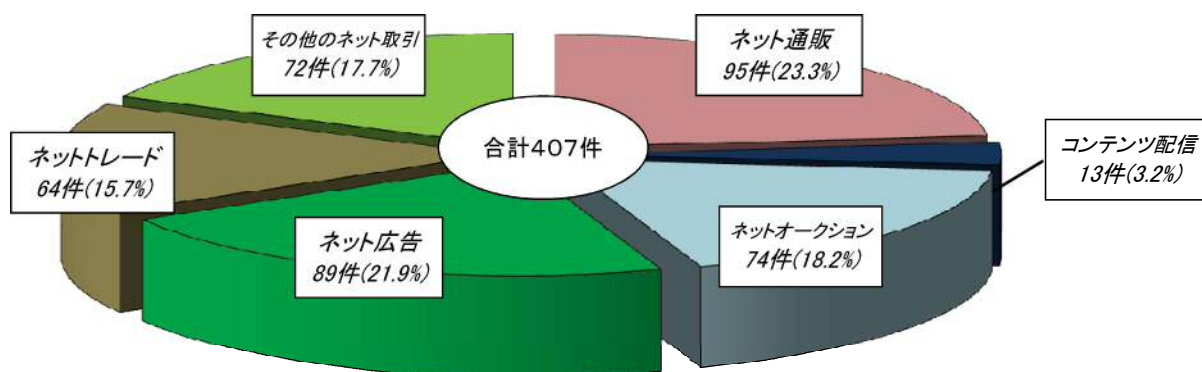
2 1件当たりの申告漏れ所得金額(取引区分別)



インターネット取引を行っている者の調査状況

- インターネット取引を行っている者に対しては、有効な資料情報を収集・分析するなどして、平成27事務年度においても積極的に調査等を実施します。
- 平成26事務年度におけるインターネット取引を行っている者に対する実地調査（特別・一般）の件数は、407件（平成25事務年度、373件）となっています。
- 1件当たりの申告漏れ所得金額は、1,354万円（平成25事務年度1,610万円）で、実地調査（特別・一般）全体の1件当たり申告漏れの所得金額1,133万円（平成25事務年度1,043万円）の約1.2倍となっています。また、申告漏れ所得金額の総額は55億円（平成25事務年度60億円）に上ります。

1 調査状況（取引区分別）

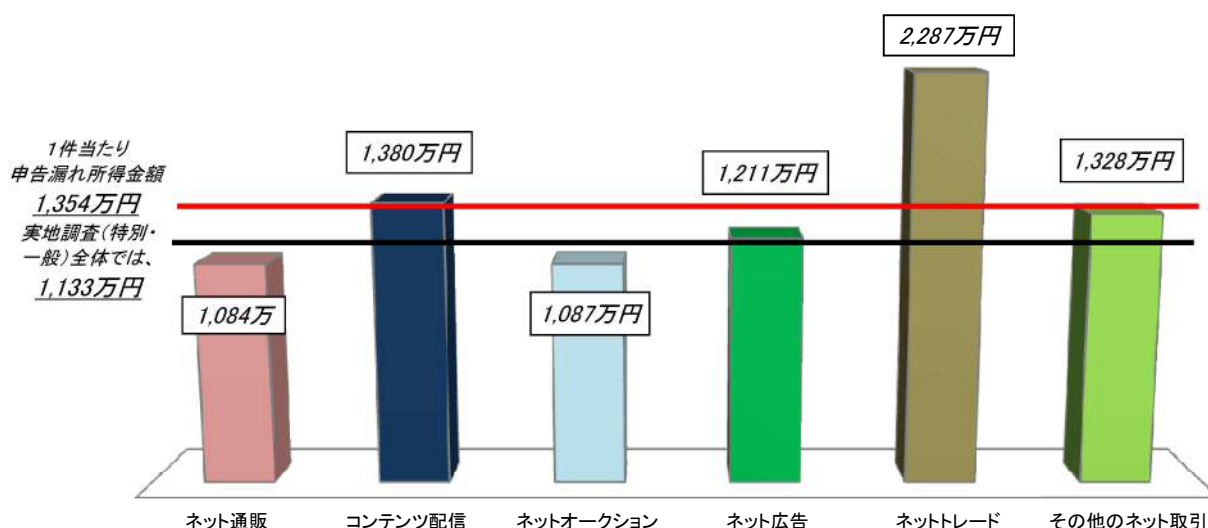


（注）（ ）内の数値は構成比

（参考）

- 1 ネット通販・・・事業主が商品を販売するためのホームページを開設し、消費者から直接受注する販売方法（オンラインショッピング）による取引
- 2 コンテンツ配信・・・インターネットを利用して行われる電子化された音楽、静止画、動画、書籍、情報等のダウンロード取引又は配信提供に係る取引
- 3 ネットオークション・・・インターネットを利用して行われるオークション取引
- 4 ネット広告・・・ホームページ、電子メール、検索エンジンの検索結果画面等を利用して行われる広告関連取引
- 5 ネットトレード・・・インターネットを利用して行われる株、商品先物又は外国為替等の取引
- 6 その他のネット取引・・・出会い系サイトの運営など、1～5に該当しない取引

2 1件当たりの申告漏れ所得金額（取引区分別）



金地金等に係る譲渡所得の調査状況

○ 金やプラチナの価格が歴史的な高値水準にあり、金地金等（金・白金地金、金貨・白金貨）の譲渡によって大きな譲渡益が生じやすい状況が続いています。金地金等を売却して譲渡益が生じた場合は、原則として、総合課税の譲渡所得として課税されます。

○ これに対し、国税庁では、平成24年1月から導入された「金地金等の譲渡の対価の支払調書」のほか、あらゆる機会を通じて資料情報を収集するなどして、積極的に調査を実施しております。金やプラチナの価格が高値水準である傾向が続いていることから、引き続き、平成27事務年度においても積極的に調査等を実施します。

（注）「金地金等の譲渡の対価の支払調書」は、平成24年1月1日以降、金地金等の売買を業として行う者が、国内においてそれらの譲渡を受け、200万円超の対価を支払う場合に、税務署に対して支払調書を提出することが義務付けられたものです。

○ 平成26事務年度における金地金等に係る譲渡所得調査等による申告漏れ等の非違件数は1,086件（平成25事務年度1,156件）、申告漏れ所得金額は、46億円（平成25事務年度46億円）、非違1件当たり申告漏れ所得金額は422万円（平成25事務年度398万円）となっています。

○ 金地金等に係る譲渡所得の調査等の状況

項 目 \ 事務年度	平成25事務年度	平成26事務年度
申告漏れ等の 非 違 件 数 ①	206.4 1,156件	93.9 1,086件
申 告 漏 れ 所得金額②	145.6 46億円	99.5 46億円
非違1件当たり 申告漏れ所得金額 (②／①)	70.5 398万円	106.0 422万円

（注）上段は、対前事務年度比（％）である。